

## 2 水質基準（別表第6（第36条，第47条関係））

項目	基準値	測定方法
カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境基準告示付表1に掲げる方法
有機燐 <sup>りん</sup>	検出されないこと。	排水基準告示付表1に掲げる方法
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の①～③に掲げる場合にあっては、それぞれ①～③に定めるところによる。） ①規格K0102の65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50ミリメートルの吸収セルを用いること。 ②規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格K0102の65.の備考11のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（1リットルにつき0.02ミリグラム）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70パーセント以上120パーセント以下であることを確認すること。 ③規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 ②に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うこと。
砒素 <sup>び</sup>	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の52（規格K0102の52.1に定める方法を除く。）に定める方法
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水基準告示付表に掲げる方法
1.2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1.1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1.2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1.1.1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1.1.2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1.3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
砒素 <sup>び</sup>	1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注2）第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1.4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	環境基準告示付表8に掲げる方法

### 備考

- この表の項目の欄中「有機燐<sup>りん</sup>」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE.P.Nをいう。
- この表の基準値の欄中「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 土壌基準告示付表に定める方法によりろ過して検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。